



国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

障がい者になったら障害年金に 該当する可能性があります

国民年金に加入中もしくは60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間（老齢基礎年金を受給している人を除く）に初診日（障がいの原因となった病気やけがで初めて医療機関にかかった日）のある病気やけがで、障害等級1級または2級の障がいの状態になった人は、障害基礎年金を受給できます。厚生年金保険に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。

※障害等級の1級または2級は、障害年金の障がいの程度のことです。身体障害者手帳の等級と異なります。

保険料の納付要件

初診日のある月の2カ月前までの被保険者期間のうち、保険料の納付済または免除期間が3分の2以上あることが必要です。ただし、特例として初診日が令和8年3月31日までにある場合は、初診日のある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納がなければ受給することができます。

国民年金加入前に障がい者になった人は

国民年金に加入する20歳になる前に、1級または2級の障がい者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。

ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

《広告》

松前第2期陸上風力発電事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく説明会

説明内容
事業計画概要
事業の影響と
予防措置

○日程

日 時	会 場
9月10日(火) 13:30~15:30	茂草町内会館
9月10日(火) 18:00~20:00	パートナーシップランド
9月11日(水) 13:30~15:30	館浜体験交流センター
9月11日(水) 18:00~20:00	建石コミュニティセンター

—お問い合わせ先—

東急不動産株式会社 松前事務所
〒049-1511

松前郡松前町松城35-4 TENOHA松前
☎0139-46-7558 9:30~18:00(土日祝日除く)

※ご出席を希望される方は身分証明書(運転免許証等)を受付にてご提示ください。
※制度上、出席者名簿および説明会の録音・録画を経済産業省資源エネルギー庁に提出しますので、あらかじめご了承ください。

障害年金受給後に

子が生まれた人にも加算があります

障害基礎年金を受給する人に、生計を維持されている下記の子がいる場合は、子の人数に応じて年金額に加算があります。

また、障害基礎年金を受給するようになったあとに子が生まれ、生計を維持するようになった場合にも加算されます。

■加算の対象

- ・18歳まで
(18歳の誕生日後、最初の3月31日まで)
- ・20歳未満で、障害等級1級・2級の障がいに該当する場合

—注意点—

※障がいの程度で障害年金に該当していても、保険料の未納があると納付要件で該当しないことがありますので、納付もしくは免除申請を忘れずにしましょう。

マイナンバーカードをお持ちの方は、国民年金加入手続きや国民年金保険料免除申請をマイナポータルでも申請できますので、ご利用ください。

マイナポータル

